

神崎町中小企業振興資金利子補給金

～ 補 給 内 容 ～

☆利子補給率

年支払額の1.5%以内

補給限度額:1事業者に対し15万円

☆対象資金

千葉県中小企業振興資金(千葉県制度融資)

・事業資金 ・小規模事業資金 ・創業資金

☆対象期間

毎年1月1日～12月31日に支払った利子

令和3年4月1日以降の新規借入分が対象

☆その他

- ・令和8年度より利子補給率・補給限度額が変更されました。
- ・本制度は、町予算の範囲内での補給となるため、申請状況により上記の利子補給率・補給限度額を下回る場合があります。予めご了承ください。
- ・延滞金が発生した年度の利子補給はできません。
- ・申請時期については、町ホームページにてお知らせいたします。

問い合わせ先

神崎町まちづくり課産業係

TEL 0478-72-2114